



第19回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

東京海上グループは、アジア太平洋地域において、マングローブ植林プロジェクトに継続的に取り組んでおります。

日 時

2021年6月28日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前8時45分）

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬等の変更の件

新型コロナウイルス感染防止の対応

新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は極力見合わせていただき、議決権の行使はインターネットまたは郵送で行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、同趣旨により、本年は来場者へのお土産の配布は行いません。



ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの影響を受けている皆様、台風や地震等により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災の発生から10年が経過しました。震災の経験は、「安心と安全を通じてお客様や社会の“いざ”をお支えし、お守りする」という当社の事業のパーパス（存在意義）に対する想いを、私たちがさらに強くする機会となりました。

改めて震災の経験を風化させないことを誓うとともに、今後ともこのパーパスを軸に据え、積極的に事業を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 小宮 暁

目 次

■ 第19回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 添付書類	
・ 事業報告	33
・ 連結貸借対照表	59
・ 連結損益計算書	60
・ 貸借対照表	61
・ 損益計算書	62
・ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	63
・ 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	65
・ 監査役会監査報告書謄本	67
■ ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等 ..	69
■ トピックス	76

証券コード 8766
2021年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 小 宮 暁

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおりインターネットまたは書面により議決権をご行使いただき、当日のご来場は極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。4頁から32頁までの「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時（受付開始 午前8時45分）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

（注）新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場の使用が困難となった場合には、会場を変更する可能性がございます。その場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）で変更後の会場につきお知らせいたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 取締役の報酬等の変更の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しております。
- ①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」および「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「8. 業務の適正を確保するための体制」の「内部統制基本方針」ならびに「9. 特定完全子会社に関する事項」
 - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表
- 監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しています。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

機関投資家の皆様へ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

次のいずれかの方法により、議決権を行ってくださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は極力見合わせていただき、議決権の行使はインターネットまたは郵送で行っていただきますようお願い申し上げます。**当社は、インターネットによる議決権行使を推奨いたします。**

インターネット

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ②画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしてください。
②議決権行使書用紙に記載されたログインIDおよび仮パスワードを入力してください。
③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月25日（金）午後5時までに行使

皆様の「インターネット議決権行使」が、サステナブルな地球環境に貢献します。

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨いたします。株主の皆様がインターネットで議決権行使いただくことにより、議決権行使書の郵送代を削減することができます。当社は、その郵送代相当額を、マングローブ植林を行うNGOへ寄付いたします。

東京海上グループは、1999年よりマングローブ植林事業に取り組み、これまでに9か国において1万ヘクタール以上の植林を行ってきております。2019年には「マングローブ価値共創100年宣言」を発表し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとともにマングローブ植林を通じた地球温暖化防止、生物多様性の保全、防災・減災等の課題解決に取り組み、価値を創出することをめざしております。

書 面

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月25日（金）午後5時までに到着

株主総会ご出席

当日のご出席は極力見合わせてください。

ご出席される場合には、同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

システムに関するお問合せ先

受付時間 午前9時から午後9時まで

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

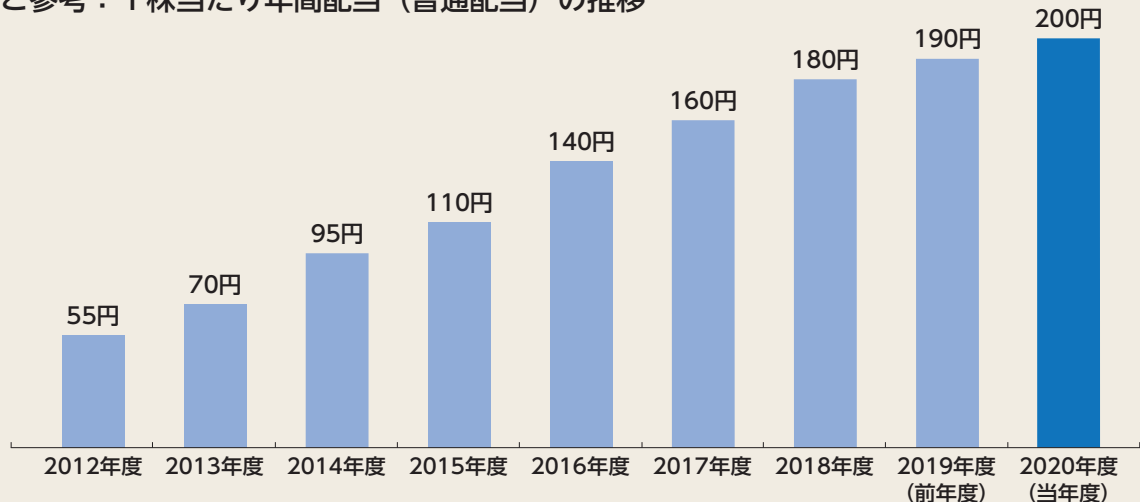
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき100円とさせていただきたいと存じます。中間配当（普通配当）として1株につき100円お支払いしておりますので、当年度の年間配当（普通配当）は1株につき200円となります。これは、前年度の年間配当（普通配当）である1株につき190円に比べ、10円の増配となります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円 総額69,327,302,500円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月29日

ご参考：1株当たり年間配当（普通配当）の推移



（注）上記の普通配当に加え、以下のとおり資本水準調整のための一時的な配当を実施しております。

2018年度中間期	1株につき70円
2019年度中間期	同35円
2020年度中間期	同35円

第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役13名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	性別	現在の当社における地位および担当	
1	再 任 なが の つよし 永野 毅	男性	取締役会長	—
2	再 任 こ みや さとる 小宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO、グループカルチャー総括
3	再 任 ゆ あさ たか ゆき 湯浅 隆行	男性	取締役副社長	グループ資本政策総括 経営企画部
4	再 任 はら しま あきら 原島 朗	男性	専務取締役	海外事業総括 Co-Head of International Business 海外事業企画部（北米（エイチシーシー 社、ピュア社を除く））
5	再 任 おか だ けん じ 岡田 健司	男性	常務取締役	グループ法務コンプライアンス総括 グループリスク管理総括 法務コンプライアンス部、リスク管理部 内部監査部
6	再 任 えん どう よし なり 遠藤 良成	男性	常務取締役	グループ資産運用総括 財務企画部、経理部
7	再 任 ひろ せ しん いち 広瀬 伸一	男性	取締役	—
8	再 任 み むら あき お 三村 明夫	男性	社外取締役	—
9	再 任 え がわ まさ こ 江川 雅子	女性	社外取締役	—
10	再 任 み たち たか し 御立 尚資	男性	社外取締役	—
11	再 任 えん どう のぶ ひろ 遠藤 信博	男性	社外取締役	—
12	再 任 かた の ざか しん や 片野坂 真哉	男性	社外取締役	—
13	新 任 おお その え み 大園 恵美	女性	—	—
14	新 任 もり わき よう いち 森脇 陽一	男性	常務執行役員	グループ事業戦略・シナジー総括 グループサステナビリティ総括

（注）上表に「独立役員」と表示している6名は、社外取締役候補者です。

候補者番号

1

再 任



なが の つよし
永 野 毅

生年月日 1952年11月9日

性別 男性

所有する当社の株式数 28,800株

略歴、地位および担当

1975年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2003年 6 月	同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長
2004年10月	東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長
2006年 6 月	同社常務執行役員
2008年 6 月	同社常務取締役
2008年 6 月	当社取締役
2009年 6 月	当社取締役退任
2010年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2011年 6 月	当社専務取締役
2012年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2012年 6 月	当社取締役副社長
2013年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
2013年 6 月	当社取締役社長
2016年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
2019年 6 月	同社取締役会長退任
2019年 6 月	当社取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

セイコーホールディングス株式会社取締役（社外取締役）

■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事した後、同社および当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として永野 毅氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

2

再任

こ みや さとる
小 宮 暁

生年月日 1960年8月15日

性別 男性

所有する当社の株式数 14,500株

略歴、地位および担当

1983年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年 6 月 日新火災海上保険株式会社取締役常務執行役員
2015年 3 月 同社取締役常務執行役員退任
2015年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2016年 4 月 当社常務執行役員
2018年 4 月 当社専務執行役員
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2018年 6 月 当社専務取締役
2019年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長（現職）
2019年 6 月 当社取締役社長（現職）

<担当>

グループCEO、グループカルチャー総括

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

小宮 暁氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画、営業企画業務、グループ会社経営に従事した後、当社の業務執行役員として海外保険事業を総括し、現在はグループCEOとして東京海上グループ全体の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として小宮 暁氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

3

再任



ゆ あ さ た か ゆ き
湯 浅 隆 行

生年月日 1958年5月5日

性別 男性

所有する当社の株式数 15,500株

略歴、地位および担当

1981年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年 6 月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役
社長
2014年 9 月 同社取締役社長退任
2014年10月 当社常務執行役員
2015年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2015年 6 月 当社常務取締役
2018年 4 月 当社専務取締役
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2019年 4 月 当社取締役副社長（現職）
2019年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長（現職）

<担当>

グループ資本政策総括、経営企画部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務や国内生損保事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてリスク管理を総括し、現在は当社の取締役副社長としてグループの資本政策を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として湯浅隆行氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

4

再任



はらしまあきら
原島朗

生年月日 1960年11月19日

性別 男性

所有する当社の株式数 8,500株

略歴、地位および担当

1984年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2014年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2015年 4 月 当社執行役員（米州総括）
2016年 4 月 当社常務執行役員
2019年 4 月 当社専務執行役員
2019年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役（現職）
2019年 6 月 当社専務取締役（現職）

<担当>

海外事業総括、Co-Head of International Business
海外事業企画部（北米（エイチシーシー社、ピュア社を除く））

※エイチシーシー社およびピュア社は、北米に本社を置く当社の子会社です。

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

■ 取締役候補者とした理由

原島 朗氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業や経営企画業務に従事した後、当社の業務執行役員として米州やアジア等の海外保険事業を担当し、現在は当社の専務取締役として海外保険事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として原島 朗氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

5

再任



おか だ けん じ
岡 田 健 司

生年月日 1963年9月19日

性別 男性

所有する当社の株式数 11,300株

略歴、地位および担当

1986年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2018年4月 当社執行役員監査部長
2019年4月 当社常務執行役員
2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2019年6月 同社常務取締役（現職）
2019年6月 当社常務取締役（現職）

<担当>

グループ法務コンプライアンス総括、グループリスク管理総括
法務コンプライアンス部、リスク管理部、内部監査部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

岡田健司氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画、経営企画業務や海外保険事業に従事した後、現在は当社の常務取締役としてグループの法務コンプライアンスおよびリスク管理を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として岡田健司氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

6

再任



えん どう よし なり
遠 藤 良 成

生年月日 1963年7月30日

性別 男性

所有する当社の株式数 8,500株

略歴、地位および担当

1987年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2017年 4 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
2018年 3 月 同社常務取締役退任
2018年 4 月 当社執行役員財務企画部長
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員財務企画部長
2020年 4 月 当社常務執行役員
2020年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2020年 6 月 同社常務取締役（現職）
2020年 6 月 当社常務取締役（現職）

<担当>

グループ資産運用総括、財務企画部、経理部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

遠藤良成氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務や国内生保事業に従事した後、現在は当社の常務取締役としてグループの資産運用を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として遠藤良成氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

7

再 任



ひろ せ しん いち
広 瀬 伸 一

生年月日 1959年12月7日

性別 男性

所有する当社の株式数 20,575株

略歴、地位および担当

1982年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2013年 6 月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
2014年 4 月	同社取締役社長
2014年 6 月	当社取締役
2017年 3 月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任
2017年 4 月	当社常務取締役
2017年 6 月	当社常務執行役員
2018年 4 月	当社専務執行役員
2019年 3 月	当社専務執行役員退任
2019年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長（現職）
2019年 6 月	当社取締役（現職）

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

広瀬伸一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長および当社海外保険事業の担当業務執行役員を経て、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として広瀬伸一氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

8

再任

独立役員



み むら あき お
三 村 明 夫

生年月日 1940年11月2日

性別 男性

所有する当社の株式数 7,300株

略歴、地位および担当

1963年 4 月 富士製鐵株式会社入社
1993年 6 月 新日本製鐵株式会社取締役
1997年 4 月 同社常務取締役
2000年 4 月 同社代表取締役副社長
2003年 4 月 同社代表取締役社長
2008年 4 月 同社代表取締役会長
2010年 6 月 当社取締役（社外取締役、現職）
2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役
2013年 6 月 同社相談役
2013年11月 同社相談役名誉会長
2018年 6 月 同社社友名誉会長
2019年 4 月 日本製鐵株式会社社友名誉会長（現職）

重要な兼職の状況

日本製鐵株式会社社友名誉会長
日本郵政株式会社取締役（社外取締役）
株式会社日本政策投資銀行取締役（社外取締役）
株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外取締役）
日本商工会議所会頭
東京商工会議所会頭

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となりますが、同氏は当社取締役に就任以来、一貫して独立した立場からその役割を果たしています。また、在任期間の長い同氏が社外取締役であることは、他の社外取締役の在任期間が比較的短い当社取締役会における在任期間に係る多様性の確保に資するものです。
4. 同氏が社友名誉会長として在任している日本製鐵株式会社は当社の株式を保有しており、また当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社は日本製鐵株式会社の株式を保有しておりますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。
5. 同氏が社友名誉会長として在任している日本製鐵株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、2020年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

（注）1. 三村明夫氏が社外取締役として在任している日本郵政株式会社は、子会社である株式会社かんぽ生命保険および日本郵便株式会社において不適正な募集行為があったことの端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握や対応を両社に指示しなかったなど、経営管理上の不備が認められたことを理由として、2019年12月27日に、総務大臣および金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、

本件事実について、事前に認識していませんでしたが、日頃から、グループガバナンスや内部統制の重要性の視点に立った提言を行っていました。事後には、判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。

2. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

9

再任

独立役員

え がわ ま さ こ
江 川 雅 子

生年月日 1956年9月7日

性別 女性

所有する当社の株式数 4,200株

略歴、地位および担当

1980年 4 月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社
 1986年 9 月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社
 1988年 6 月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社
 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社
 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
 2009年 4 月 国立大学法人東京大学理事
 2015年 3 月 同法人理事退任
 2015年 6 月 当社取締役（社外取締役、現職）
 2015年 9 月 一橋大学大学院商学研究科教授
 2018年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科教授
 2020年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授（現職）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
 三井物産株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社取締役就任以降の活動状況を踏まえ、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、2020年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 江川雅子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
2. 同氏は、三井不動産株式会社の社外取締役を務めていますが、2021年6月開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。
 3. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

10

再任

独立役員



み た た し
御 立 尚 資

生年月日 1957年1月21日

性別 男性

所有する当社の株式数 1,200株

略歴、地位および担当

1979年4月 日本航空株式会社入社
1993年10月 ボストンコンサルティンググループ入社
1999年1月 同社ヴァイス・プレジデント
2005年1月 同社日本代表、シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
2016年1月 同社シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
2017年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2017年10月 ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー（現職）

重要な兼職の状況

ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー
楽天グループ株式会社取締役（社外取締役）
DMG森精機株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

御立尚資氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 御立尚資氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏がシニア・アドバイザーとして在任しているボストンコンサルティンググループと当社および当社保険子会社との間にはコンサルティング取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 御立尚資氏は、2020年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じて監督機能の発揮にも貢献しています。

- （注）1. 御立尚資氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
2. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

11

再任

独立役員



えん どう のぶ ひろ
遠藤 信博

生年月日 1953年11月8日

性別 男性

所有する当社の株式数 900株

略歴、地位および担当

1981年 4 月 日本電気株式会社入社
2006年 4 月 同社執行役員モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4 月 同社執行役員常務
2009年 6 月 同社取締役執行役員常務
2010年 4 月 同社代表取締役執行役員社長
2016年 4 月 同社代表取締役会長
2019年 6 月 同社取締役会長（現職）
2019年 6 月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社取締役会長
大日本住友製薬株式会社取締役（社外取締役）
株式会社日本取引所グループ取締役（社外取締役）
公益社団法人経済同友会副代表幹事

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

遠藤信博氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 遠藤信博氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が取締役会長として在任している日本電気株式会社と当社および当社保険子会社との間にはシステム関連等の取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益（連結売上高に相当）および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益および当社の連結経常収益のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 遠藤信博氏は、2020年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

（注）1. 遠藤信博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

2. 同氏が取締役会長として在任している日本電気株式会社は、2016年7月12日に、東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）との電力保安通信用機器の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為がある旨の認定を受けました。また、同社は、2017年2月2日に消防救急デジタル無線機器の取引、同年2月15日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、本件事実を認識した後、コンプライアンスのさらなる徹底と内部統制システムの整備および運用の強化を図るなどの再発防止に向けた取組みを推進しています。
3. 同氏が社外取締役として2016年6月から2018年6月まで在任していた株式会社かんぽ生命保険は、

過去5年間の消滅契約を含む全ての保険契約等を2019年7月以降に調査したところ、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等の事案があることが判明し、2019年12月27日に、金融庁から保険業法に基づく業務停止命令および業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について、在任中には認識していませんでしたが、日頃から、コンプライアンス意識の徹底を図るため、法令遵守の視点に立った提言を行っていました。

4. 同氏が社外取締役として在任している株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」といいます）は、2020年10月1日に同社の子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます）の売買システムにおいて発生した障害により、東証の全ての取引が終日停止したことが、金融商品取引所に対する投資者等の信頼を著しく損なうものであったとして、同年11月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実の発生前から、取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っていました。当該事実の発生後は、JPXが設置した調査委員会の委員として、本障害発生の真因、事前および事後の対応の妥当性ならびに再発防止措置等の事項に関して評価および提言等を行うとともに、同社の取締役会において、同委員会の調査状況および調査結果について報告しました。
5. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

12

再任

独立役員



かたのざか しんや
片野坂 真哉

生年月日 1955年7月4日

性別 男性

所有する当社の株式数 200株

略歴、地位および担当

1979年4月 全日本空輸株式会社入社
2007年4月 同社執行役員
2009年4月 同社上席執行役員
2009年6月 同社取締役執行役員
2011年6月 同社常務取締役執行役員
2012年4月 同社専務取締役執行役員
2013年4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年4月 同社代表取締役社長（現職）
2015年4月 全日本空輸株式会社取締役
2017年4月 同社取締役会長（現職）
2020年6月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社代表取締役社長
全日本空輸株式会社取締役会長
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

片野坂真哉氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 片野坂真哉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が代表取締役社長として在任しているANAホールディングス株式会社は当社の株式を保有しており、また当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社はANAホールディングス株式会社の株式を保有しておりますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。
4. 同氏が代表取締役社長として在任しているANAホールディングス株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

1. 片野坂真哉氏は、同氏の取締役就任後、2020年度に開催した9回の取締役会のうち8回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

（注）1. 片野坂真哉氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

2. 同氏が取締役会長として在任している全日本空輸株式会社は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案により行政指導を受けていたにもかかわらず、2019年11月7日に機長が飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行う不適切事案を再発させました。この結果、輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められたとして、同社は2020年5月1日に国土交通大臣から事業改善命令を受けました。同氏は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案に対し、運航規程類の厳格化やアルコール検査体制の強化に加え、アルコール教育プログラムやカウンセリングの実施等、グループ社員の意

識改革と自己管理の強化・支援に関する取組みを進めてまいりました。本件事実を認識した後は、これまでの施策の浸透・徹底を図るとともに、さらなる再発防止策の策定を指示するなど、コンプライアンスのさらなる徹底のための取組みを推進しています。

3. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

13

新任

独立役員

おお　その　え　み
大　園　恵　美

生年月日 1965年8月8日

性別 女性

所有する当社の株式数 1,400株

略歴、地位および担当

1988年 4 月 株式会社住友銀行入行
1998年 4 月 早稲田大学アジア太平洋研究センター客員講師（専任扱い）
2000年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
2002年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2010年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
2017年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社監査役（社外監査役、現職）
2018年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科教授（現職）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

大園恵美氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、当社取締役会に提言を行うとともに、適切な監督機能を発揮することを、役割として期待しております。同氏を候補者とした理由は、長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由から、同氏が当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

1. 大園恵美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、26頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

- (注) 1. 大園恵美氏は、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役を務めていますが、2021年6月の同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。また、2004年6月から2010年6月までの間、当社の子会社である日新火災海上保険株式会社（2006年9月に子会社化）の社外取締役を務めていました。
2. 23頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しております。

候補者番号

14

新任



もり わき よう いち
森 脇 陽 一

生年月日 1965年9月11日

性別 男性

所有する当社の株式数 4,100株

略歴、地位および担当

1988年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2018年 4 月 当社執行役員経理部長
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長
2020年 3 月 同社執行役員経理部長退任
2020年 4 月 当社常務執行役員（現職）

<担当>

グループ事業戦略・シナジー総括、グループサステナビリティ総括

■ 取締役候補者とした理由

森脇陽一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主にIT企画、人事企画、経理業務に従事し、現在は当社の常務執行役員としてグループの事業戦略・シナジー実現およびサステナビリティの取組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）23頁に「複数の候補者に共通する注記」として森脇陽一氏に関する内容を掲載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博および片野坂真哉の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との当該責任限定契約を継続する予定です。また、大園恵美氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、現在、当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。当社は、本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル

氏名	性別	本定時株主総会後の 地位および主な担当（予定）		スキル								
				企業 経営	金融 経済	財務 会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	人事 労務	ガバナ ンス リスク マネジ メント	テクノ ロジー	国際性	保険 事業
永野 毅	男性	取締役会長		○	○						○	○
小宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO グループカルチャー総括	○	○			○			○	○
湯浅 隆行	男性	取締役副社長	グループ資本政策総括	○	○	○	○		○			○
原島 朗	男性	専務取締役	海外事業総括 Co-Head of International Business	○							○	○
岡田 健司	男性	常務取締役	グループ法務コンプライ アンス総括 グループリスク管理総括		○	○			○		○	○
遠藤 良成	男性	常務取締役	グループ資産運用総括		○	○					○	○
森脇 陽一	男性	常務取締役	グループ事業戦略・シナ ジー総括 グループサステナビリティ 総括		○	○		○		○		○
広瀬 伸一	男性	取締役		○	○			○				○
三村 明夫	男性	社外取締役		○	○				○		○	
江川 雅子	女性	社外取締役		○	○	○			○		○	
御立 尚資	男性	社外取締役		○	○	○			○	○	○	
遠藤 信博	男性	社外取締役		○	○					○	○	
片野坂真哉	男性	社外取締役		○	○			○	○		○	
大園 恵美	女性	社外取締役		○	○	○			○		○	
森 正三	男性	常勤監査役							○			○
藤田 裕一	男性	常勤監査役			○	○			○		○	○
堀井 昭成	男性	社外監査役			○	○			○		○	
和仁 亮裕	男性	社外監査役			○	○	○		○		○	
大槻 奈那	女性	社外監査役			○	○			○		○	

取締役・監査役のスキルについての考え方

1. 東京海上グループは、保険グループとしてグローバルに事業を展開しています。そのなかで、当社はグループを統括する保険持株会社として、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治します。
2. 監査役会設置会社である当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、東京海上グループの事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。
3. 当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、「保険事業」に精通していることが求められます。
また、「金融経済」、「財務会計、ファイナンス」、「法務コンプライアンス」、「人事労務」、「ガバナンス、リスクマネジメント」のスキルはあらゆる判断のベースとなります。
さらに、技術革新が目覚ましく、事業変革において「テクノロジー」が必須とされる昨今、このスキルの重要性はますます高まっています。
加えて、特に社外取締役には、「国際性」、「企業経営」のスキルを期待しています。これは、グローバルに事業展開する東京海上グループにとって、グローバルな環境認識や企業経営の知見が大変有益であるためです。
4. 監査役においても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、上記の取締役会同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えています。そのなかでも、「財務会計、ファイナンス」のスキルの重要性は特に高く位置付けられます。
5. 左記の表は、本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）とその有するスキルを一覧にしたものですが、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

ご参考：社外役員の独立性判断基準 **別表**
(東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第18条)

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であつて、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であつて、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

第3号議案 取締役の報酬等の変更の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月24日開催の第17回定時株主総会において、月額総額を75百万円以内（うち社外取締役分は7.5百万円以内）と、また、当該月額総額とは別に、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額総額210百万円以内（うち社外取締役分は21百万円以内）とご承認いただいております。また、2015年6月29日開催の第13回定時株主総会において、各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対して割り当てる新株予約権の総数の上限を500個（うち社外取締役分は50個）とご承認いただき、現在に至っております。

第2号議案において、取締役会の機能強化を目的として、社外取締役の増員を含む、取締役14名の選任をお願いしております。同議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役の員数は6名となり、現在の取締役の報酬等の額をご承認いただいた2019年6月24日開催の第17回定時株主総会終結時点の4名と比べ2名増員となることから、以下「2. 議案の内容（1）取締役の報酬等の額」に記載のとおり変更したいと存じます。

2021年7月より、取締役が株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことおよび報酬制度の安定的で効率的な運営を目的として、現行の株式報酬型ストックオプションに代え、以下「2. 議案の内容（2）株式交付信託」に記載の新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入したいと存じます。

本議案の内容は、5名の社外取締役を含めた6名の委員（委員長は社外取締役）で構成される報酬委員会において、51頁に記載の「役員報酬の決定に関する方針」とともに審議されたものであり、当該方針に定める取締役の報酬体系、各報酬導入の目的、取締役の報酬の水準等に照らして合理的な内容となっており、相当であると考えております。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、新たな割当てを行わないことといたします。本定時株主総会終結時に在任する取締役に割り当てている株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（当社の執行役員の職務執行の対価として付与したものを含む）につきましては、移行措置として、一定の条件のもと、これを消滅させたうえで、その目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。ただし、本制

度が開始されるまでに、当該取締役が、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失する（以下、本議案において「退任」といいます）場合には、退任日の翌日以降、既に割り当てた株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行わないものいたします。

2. 議案の内容

(1) 取締役の報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額を引き続き月額総額75百万円以内とし、そのうち社外取締役分は月額総額10百万円以内といたしたいと存じます。

(2) 株式交付信託

本制度は、以下に記載のとおりといたしたいと存じます。

① 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます）の交付および給付（以下「交付等」といいます）が行われる株式報酬制度です。

本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役 【ご参考】 当社の執行役員ならびに当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役および執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入する予定です。
当社が対象期間（3年間）ごとに拠出する金員の上限	・ 630百万円 （うち社外取締役分は84百万円）
1事業年度当たりの当社株式等の数の上限 ※ 1ポイント＝当社株式1株	・ 50,000ポイント （うち社外取締役分は6,500ポイント） 【ご参考】 50,000ポイントに相当する株式数の発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.007%です。
当社株式の取得方法	・ 株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
当社株式等の数の算定方法	・ 役員等に応じてあらかじめ定める 【ご参考】 付与するポイントは、業績等によって変動しません。
当社株式等の交付等の時期	・ 退任後

(注) 株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、上表とは別に、900百万円（うち社外取締役分は100百万円）を上限とする金員を拠出し、130,000ポイント（うち社外取締役分は14,000ポイント）を上限としてポイントを付与いたします。この130,000ポイントに相当する株式数の発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.019%です。

② 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、2021年7月からの3年間（以下「当初対象期間」といいます）および当初対象期間の経過後に開始する3年ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせて「対象期間」といいます）とし、対象期間ごとに、一定の要件（以下「受益者要件」といいます）を満たした取締役を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」といいます）を設定、または、本信託を継続するために信託契約の変更および追加信託を行います。当社は、対象期間ごとに630百万円（うち社外取締役分は84百万円）を上限とする金員を拠出いたします。また、当初対象期間については当該金員に加え、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として900百万円（うち社外取締役分は100百万円）を上限とする金員を拠出いたします。

本信託は、信託管理人（当社と利害関係のない第三者である公認会計士）の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得いたします。当社は、対象期間中、取締役に対し、下記③に定めるとおりポイントの付与を行い、このポイントに相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

③ 取締役に対して交付等を行う当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等を行う当社株式等の数は、対象期間中に取締役に毎年付与するポイントにより定めます。取締役には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与を行い、当該取締役の退任後、在任期間に付与したポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイント当たりの当社株式数は1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割、株式無償割当て、株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整いたします。

取締役が付与するポイントの総数の上限は1事業年度当たり50,000ポイント（うち社外取締役分は6,500ポイント）といたします。ポイントの総数の上限は、上記②の金員の上限を踏まえ、当社の株価水準や動向等を参考に設定しております。ただし、本事業年度においては、本制度導入に伴う株式報酬型ストックオプションからの移行措置として別途130,000ポイント（うち社外取締役分は14,000ポイント）を上限としてポイントを付与いたします。

④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役が退任（死亡時を除く）する場合、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨てるものとします）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。信託期間中に取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。

⑤ 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものといたします。

⑥ 本信託内の当社株式の配当金の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てます。

⑦ その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

3. 取締役の員数

取締役の員数は、現在は13名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと14名（うち社外取締役6名）となります。

ご参考：取締役の報酬等についての株主総会の決議内容の比較

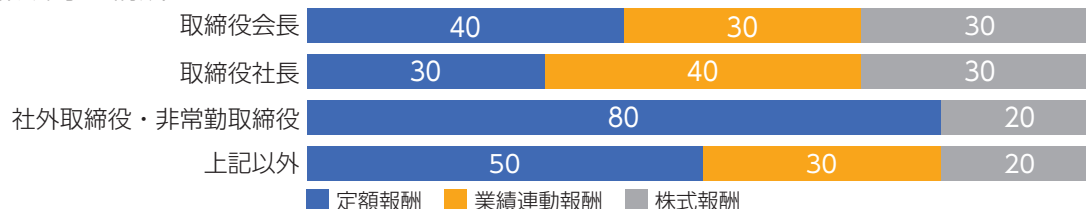
	本株主総会後（予定）		現在	
	報酬等の内容	員数	報酬等の内容	員数
月額総額	75百万円以内 (10百万円以内)	14名 (6名)	75百万円以内 (7.5百万円以内)	12名 (4名)
株式報酬	株式交付信託		株式報酬型ストックオプション	
総額	630百万円以内／3年 (84百万円以内／3年)	14名 (6名)	210百万円以内／1年 (21百万円以内／1年)	12名 (4名)
総数の上限	50,000ポイント／1年 (6,500ポイント／1年)	14名 (6名)	500個／1年 (50個／1年)	10名 (3名)

- (注) 1. 現在の員数には、報酬等の内容について決議した株主総会終結時点の員数を記載しております。
 2. () 内には、社外取締役に係る報酬等の内容および員数を記載しております。
 3. 株式交付信託において、1ポイント当たりの当社株式数は1株です。株式報酬型ストックオプションにおいて、新株予約権1個当たりの当社株式数は100株です。従って、株式報酬の総数の上限は、当社株式数に置きかえた場合、いずれも50,000株／1年となります。

ご参考：2021年7月以降の取締役の報酬等に関する事項（予定）

2021年7月以降の取締役の報酬等に関する事項については、51頁に記載の「役員報酬の決定に関する方針」に基づき、以下に記載のとおりとする予定です。

1. 報酬等の構成



2. 業績連動報酬

業績連動報酬は、企業価値向上に対するインセンティブ強化を目的として導入します。「個人目標」と「会社目標」の達成度に連動し、その成果への対価として金銭で支給されます（達成度に応じて0～200%の範囲で変動します）。

●個人目標

個人目標は、各取締役の担当を踏まえ期初に設定します。

●会社目標

会社目標は、原則として、以下の業績評価指標を用いて設定します。当該指標は、当社が経営指標として重視しているものです。

評価期間	項目	構成割合	目標	実績	左記に基づく 業績連動報酬の 支給期間
2020年4月～ 2021年3月	修正純利益	60%	3,100億円	2,991億円	2021年7月～ 2022年6月
	修正ROE	30%	9.4%	8.6%	
	期待ROR改善度	10%	100%	91.3%	
2021年4月～ 2022年3月	修正純利益	60%	4,240億円	—	2022年7月～ 2023年6月
	修正ROE	40%	10.8%	—	

- (注) 1. 修正純利益および修正ROEは、市場から見た透明性の向上等を目的として、財務会計上の指標に一定の修正を加えて算出するグループ全体の業績に係る経営指標です。
2. 期待ROR (Return on Risk : 保有するリスクに対する収益性) 改善度とは、RORの計画値の改善割合を示す指標です。当年度のRORの計画値を前年度のRORの計画値で除して得た数値を100%と置き換えて指数化しております。RORの計画値は、事業環境等に合わせて年度ごとに設定しております。
3. 海外事業を担当する取締役については、海外事業の実績を反映すべく業績評価指標の一部を変更しております。
4. 修正純利益および修正ROEの実績は、目標設定時における新型コロナウイルスの影響額の予測値と実績としての新型コロナウイルスの影響額の差等を勘案して、下方修正しております。

3. 株式報酬

株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことを目的として導入します。報酬制度の安定的で効率的な運営の観点から、株式交付信託を活用し、当社株式等の交付等を行います。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

各取締役の報酬等については、報酬委員会（委員長および委員の過半数は社外取締役）からの答申に基づき取締役会が決定した報酬体系、報酬水準、個人業績評価（分布）および会社業績評価を踏まえ、株主総会で認められた枠内において、取締役会が決定いたします（取締役その他の第三者への一任は行いません）。

以 上

添付書類

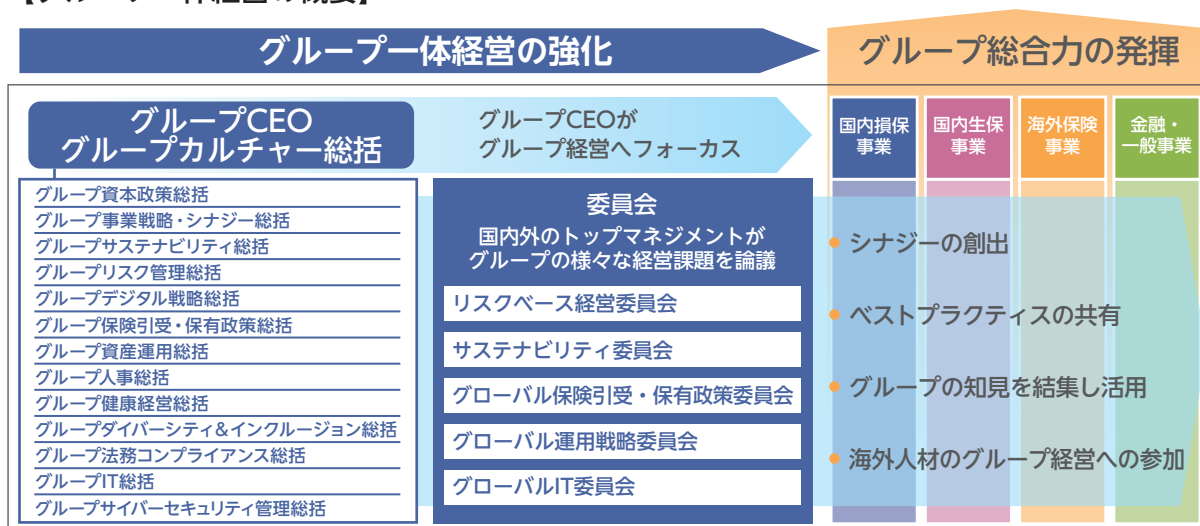
2020年度〔2020年4月1日から2021年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

- 当年度の世界経済およびわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による大きな落ち込みの後、経済活動の再開に伴い持ち直しの動きが見られましたが、感染が再拡大したため厳しい状況が続きました。一方、主要各国では景気の後退に対応した大規模な財政・金融政策がとられたことで、市場環境は改善し、株価は大きく上昇しました。
- 東京海上グループは、新型コロナウイルスの感染拡大防止や社員の安全確保に努めながら、保険グループとして社会インフラの役割を果たすべく、リモート環境下においても様々なコミュニケーションツールを活用し、世界各国の拠点が緊密に連携して、業務を継続しました。
- 東京海上グループは、中期経営計画「To Be a Good Company 2020」の最終年度にあたり、グループCEOを中心にグループチーフオフィサーが機能毎にグループを総括するグループ一体経営のもと、積極的に事業を推進しました。

【グループ一体経営の概要】

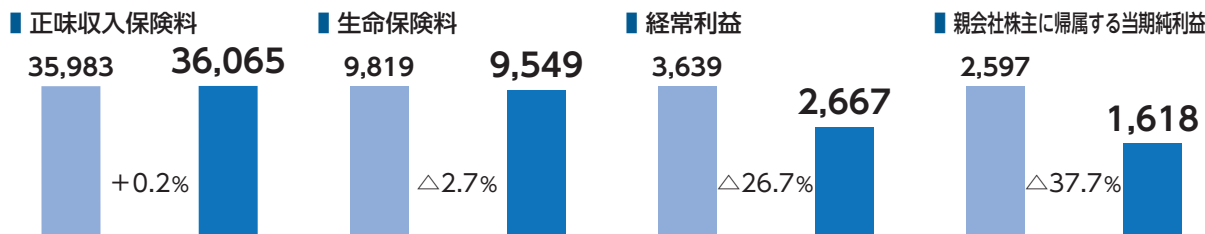


■当社の連結決算につきましては、新型コロナウイルスの影響により、海外保険事業において発生保険金が増加したことや、国内損害保険事業において将来の保険金のお支払いに備える準備金を積み増したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,618億円と前年度に比べ979億円の減益となりました。

区 分	2019年度	2020年度（当期）	増減率
経常収益	5兆4,654億円	5兆4,611億円	△0.1%
うち正味収入保険料	3兆5,983億円	3兆6,065億円	0.2%
うち生命保険料	9,819億円	9,549億円	△2.7%
経常利益	3,639億円	2,667億円	△26.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,597億円	1,618億円	△37.7%

当社の業績 2019年度 2020年度（当期）

（単位：億円）



■また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2019年度	2020年度（当期）	2019年度	2020年度（当期）
国内損害保険事業	2兆7,825億円	2兆7,609億円	1,795億円	1,428億円
国内生命保険事業	7,481億円	7,753億円	518億円	687億円
海外保険事業	1兆8,912億円	1兆8,778億円	1,254億円	446億円
金融・一般事業	956億円	1,008億円	70億円	101億円

収入保険料構成比



国内損害保険事業

正味収入保険料 2兆4,420億円 経常利益 1,428億円

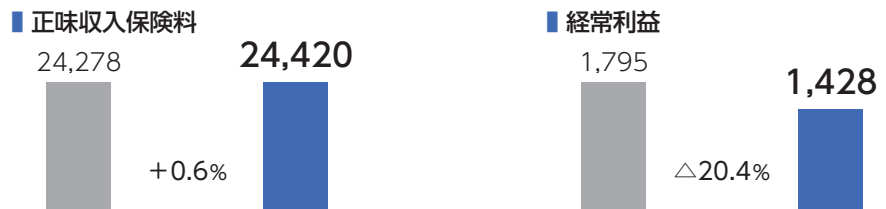
- 東京海上日動は、テクノロジーの活用によるお客様の利便性や社内業務の効率性の向上と保険の種目構成の変革を重点課題に掲げ、積極的に事業を推進しました。
- 当年度も台風10号や福島県沖地震をはじめとする自然災害が日本全国に大きな被害をもたらしましたが、テクノロジーを駆使して保険金支払対応に当たりました。被害エリアの早期把握のためのAIによる人工衛星画像の解析や、遠隔地での保険金支払業務を可能とするシステムの活用等、一連のプロセスをデジタル化することで、新型コロナウイルスの影響によりお客様との対面でのやり取りが制限されるなかにおいても、迅速な対応に努めました。
- 通信機能付ドライブレコーダーサービス「ドライブエージェント パーソナル」について、後方撮影も可能な車内カメラを備えた新しいタイプの発売を決定したほか、トラブル時にオペレーターからのアドバイスを受けられるSOS発信機能を導入しました。社会問題化しているあおり運転等に対応するものです。また、ドライブレコーダー映像を基にしたAIによる「事故状況再現システム」の活用を進め、お客様の事故状況の説明の負担軽減や迅速な事故対応に役立てております。
- 新しい社会環境やお客様のより多くのニーズにお応えするための新商品の投入を行いました。震災直後の資金ニーズに対応する新商品「地震に備えるEQuick保険」は、お住まいの地域で一定以上の震度の地震が観測された場合に、最短3日で震度に応じた所定の保険金をお支払いします。また、再生可能エネルギーとして期待の高い洋上風力発電に係るリスクを包括的に補償する新商品の提供を開始しました。



国内損害保険事業の業績

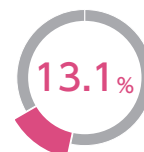
■2019年度 ■2020年度（当期）

（単位：億円）



■中小企業の事業を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する「超ビジネス保険」において、施設内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の休業等を補償の対象とする新特約を発売するなど、同ウイルスに起因するリスクへの備えを望むお客様の声にお応えするように努めました。社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉え、こうした取組みを今後も継続することで、自動車保険以外の保険種目の構成比を高め、種目構成の変革をさらに進めてまいります。

収入保険料構成比



国内生命保険事業

生命保険料 **5,988**億円 経常利益 **687**億円

- あんしん生命は、強みである生損一体のビジネスモデルを活かしつつ、就業不能や介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を推進しております。
- 持病がある方や健康に不安のある方にもご加入いただきやすい医療保険「メディカルKitエール」は、過去の引受契約等に係るビッグデータ解析により引受基準を抜本的に見直すことで、引受対象者の拡大に加え、従来よりお求めやすい保険料を実現した新商品です。また、お客様の資産形成ニーズにお応えする保険料分割払いの変額保険「マーケットリンク」は、当年度も多くのお客様からご好評をいただきました。こうした取組みの結果、昨年9月末時点で同社の保有契約件数は600万件を突破しました。
- 低金利環境の長期化が見込まれるなか、金利リスクが小さい保障性商品の提供拡大を図るとともに、資産と負債の総合管理（ALM）を基本とした資産運用に継続的に取り組むなど、金利リスクの削減を進めました。

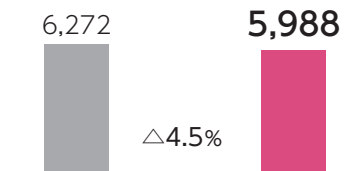


国内生命保険事業の業績

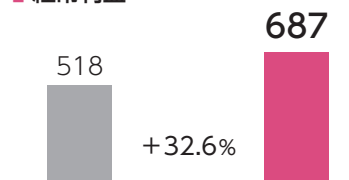
■2019年度 ■2020年度（当期）

（単位：億円）

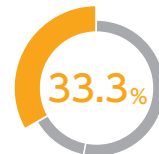
■生命保険料



■経常利益



収入保険料構成比



海外保険事業

収入保険料 1兆5,206億円 経常利益 446億円

- グループ全体のグローバルな成長と分散の効いたポートフォリオの構築を実現すべく、持続的な内部成長と戦略的なM&Aを取組みの両輪として、先進国および新興国で積極的に事業を展開しました。また、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジーの実現に向けた幅広い取組みを継続しました。
- 新型コロナウイルスの感染が世界中で急拡大し、一部の国や地域でロックダウンが行われるなか、海外のグループ各社はリモートワーク体制に迅速に移行し、事業を継続しました。
- 先進国では、再生可能エネルギー事業に関する保険の引受けに特化した英国の保険総代理店ジーキューブ社を買収しました。同社の知見をグループ内で活用することで、再生可能エネルギーの普及を後押しするとともに、グループのさらなる収益拡大をめざしてまいります。
- 昨年2月に買収した米国のピュア社は、東京海上グループへの統合作業も順調に進み、着実な事業成長を実現しました。昨年のカリフォルニアにおける大規模な山火事の際には、延焼の拡大を防ぐべく、山火事に関する情報を収集しお客様にタイムリーに発信するとともに、私設消防団を現場に派遣するなど、補償の提供に留まらず、同社の強みである質の高いサービスの提供にも努めました。
- 新興国では、ブラジルのトウキョウ・マリン・セグラドーラ社は、同国の大手国有銀行グループとともに、住宅ローン関連の保険に特化した合併会社を設立しました。これは、同国における自動車保険中心の種目構成の分散による事業の安定化および収益の拡大に資するものです。

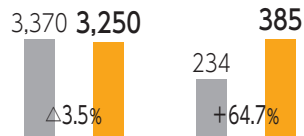


主要海外子会社3社の業績

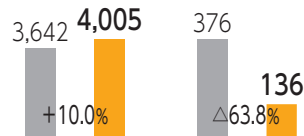
■ 2019年度 ■ 2020年度（当期）

（単位：百万米ドル）

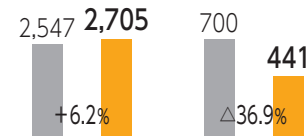
■ フィラデルフィア社
収入保険料 当期純利益



■ エイチシーシー社
収入保険料 当期純利益



■ デルファイ社
収入保険料 当期純利益



金融・一般事業

経常収益 1,008億円 経常利益 101億円

- 金融事業では、年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業を中心に組み組んでおり、お客様から高くご評価いただいております。
- 一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き組み組みました。

サステナブル（持続可能）な社会への貢献

- 東京海上グループは、保険事業で培った知識と経験を活かして社会に安心と安全をお届けすることを通じて、人々の生活や地域産業の発展に長年にわたり貢献してまいりました。これからもサステナビリティを経営の中核に置き、保険事業をはじめとする様々な活動を加速させ、社会課題のさらなる解決に取り組んでまいります。安心・安全でサステナブルな未来の創造に貢献することで、人々や社会から信頼される「良い会社（Good Company）」をめざし、グループの社会的価値を永続的に高めてまいります。
- 気候変動という世界的な社会課題に関しては、グローバル保険グループとしてその解決に貢献すべく、保険商品の提供やお客様企業との対話等を通じた取組みを進めていますが、昨年9月には、気候変動に対する方針やこれらの取組内容をまとめて公表しました。
- 植林NGO等と連携したアジア太平洋地域におけるマングローブ植林は当年度で22年目を迎えました。東京海上グループは、2019年度まで7年連続でカーボン・ニュートラルを達成しており、当年度以降も継続することをめざしております。
- 東日本大震災の発生から10年が経過した本年3月に、「東日本大震災10年 未来へつなぐ防災・減災フォーラム」をオンラインで実施しました。これまでの復興への貢献や防災・減災啓発の成果を有識者と振り返るとともに、保険に関わる者としての役割や一市民として今後取り組むべきこと等について、社員や代理店と改めて共有しました。



社員の活躍

■これらの取組みを支えるのは人です。東京海上グループは、ダイバーシティ&インクルージョンの推進をグループの成長の原動力とすべく、グループの人材のグローバルな活用を進めるとともに、女性社員の一層の活躍推進にも積極的に取り組みました。また、社員の行動規範として「東京海上グループ健康憲章」を掲げ、グループ健康経営を総括するチーフオフィサーを中心に健康経営を推進してきた結果、当年度も、「健康経営銘柄」（6年連続）に選定されました。



対処すべき課題

- 人口動態の変化、自動運転技術・AI等のテクノロジーの進化、気候変動といった中長期的な環境変化に加え、足下では新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとする人々の行動様式や産業構造の変化も重なり、事業環境は不確実性を増しています。
- こうした状況のなか、東京海上グループは、2021年度からの3か年計画「東京海上グループ中期経営計画2023～成長への変革と挑戦～」を開始しました。「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」という長期ビジョンの実現に向け、急激に変化するお客様のニーズに的確に対応する「新しいマーケット×新しいアプローチ」と、保険料率の適正化やデジタル活用を通じた業務効率化等による「保険本業の収益力強化」を取組みの両輪としつつ、次の成長ステージに向けた事業投資を加えた「2+1の成長戦略」を積極的に推進してまいります。



- サステナブルな社会の実現に向けた取組みをさらに発展させるべく、「未来世代」をステークホルダーとして明確に位置付けるとともに、当社の事業のパーパス（存在意義）を起点に、「災害レジリエンスの向上」、「気候変動対策の推進」、「健やかで心豊かな生活の支援」、「ダイバーシティ&インクルージョンの推進・浸透」を中長期の主要課題として設定いたしました。2021年度より新たに設置したサステナビリティ委員会にて、これらの課題解決に向けた取組みを一層推進しつつ、事業活動と社会課題解決を循環させながら、企業価値の向上とグループの成長をめざしてまいります。
- 国内損害保険事業では、東京海上日動は、「新たなマーケットの創造」、「保険本業の収益力強化」、「しなやかで無駄のない事業運営態勢の構築」等の課題に重点的に取り組んでまいります。また、保険商品の提供やリスクコンサルティング等を通じてお客様のカーボン・ニュートラルの実現や脱炭素社会への移行に向けた取組みを支援する専門組織を立ち上げます。これらの取組みを通じ、不確実な事業環境下でも安定的に利益を創出できる態勢を構築しつつ、社会課題の解決を通じてお客様に選ばれ、持続的に成長する会社をめざしてまいります。
- 国内生命保険事業では、あんしん生命は、シニア、ヘルスケア、資産形成という3つの領域にフォーカスし、各領域において独自性のある商品を最適な販売チャネルを通じてお客様にお届けすることで、人生100年時代の社会課題の解決に向けて貢献してまいります。
- これらの事業の成長を支えるデータ戦略の推進を目的として、本年7月にグループのデータ戦略の中核を担う東京海上ディーアール社が始動します。同社とグループの保険会社が連携し、ヘルスケア、モビリティ、防災・減災等の領域におけるデータを駆使した新たな保険商品の開発や、グループが有するリスクの分析や事故・疾病の兆しの検知・予防に関するノウハウを活かしたリスクソリューション等の開発・展開を加速してまいります。
- 海外保険事業では、既存事業の収益性を維持・向上するとともに、機会を捉えた戦略的M&Aにより、持続的かつ安定的に利益を拡大し、さらなるリスク分散を図ります。また、グループ各社の独自性を活かしたシナジーの追求にも、引き続き取り組んでまいります。
- 資産運用では、国内外のグループ会社と連携しながら、資産と負債の総合管理（ALM）を軸としたグローバルな運用態勢の強化に引き続き努めてまいります。今後の世界経済や金融市場の変化を注視しつつ、運用資産の多様化とリスク分散を進めることによって、長期・安定的な運用収益の確保と健全な財務基盤の維持に取り組んでまいります。



■株主還元につきましては、配当を基本とする方針としており、持続的な成長と利益水準の向上を通じた配当の充実を図ってまいります。

■東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念を掲げ、健全性と透明性の高いガバナンス体制を基盤に、収益性と成長性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくため、グループを挙げて業務に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

*To Be a
Good Company*

- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております（以下の諸表でも同様です）。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、各事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っております。また、連結損益計算書における経常収益および経常利益は、各事業セグメントの数値の合計値に勘定科目間の調整等を加え算出しております。
3. 収入保険料とは、正味収入保険料および生命保険料の合計をいいます。
4. 主要海外子会社の業績は、現地決算ベースで表示しております。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

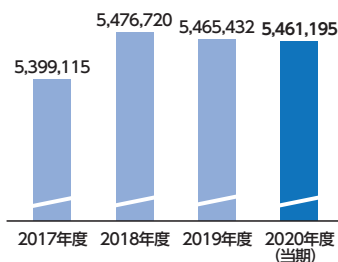
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	5,399,115	5,476,720	5,465,432	5,461,195
経 常 利 益	344,939	416,330	363,945	266,735
親会社株主に帰属する当期純利益	284,183	274,579	259,763	161,801
包 括 利 益	500,528	42,871	2,737	465,071
純 資 産 額	3,835,536	3,603,741	3,426,675	3,722,780
総 資 産	22,929,935	22,531,402	25,253,966	25,765,368

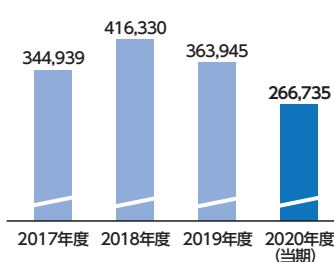
(注) 当年度の包括利益は、国内の株価変動等により有価証券の含み益が増加したことを主因として、前年度対比で増加しております。

(単位：百万円)

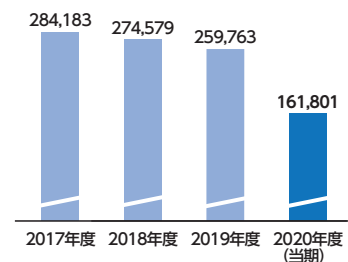
■ 経常収益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	227,510	299,837	207,867	189,917
受 取 配 当 金	214,446	280,386	183,163	168,245
保険業を営む子会社等	211,789	277,624	180,386	164,658
その他の子会社等	2,657	2,762	2,776	3,587
当 期 純 利 益	203,486	278,374	185,892	169,204
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	274円12銭	388円30銭	264円59銭	242円75銭
総 資 産	2,401,883	2,409,066	2,389,910	2,373,229
保険業を営む子会社等株式等	2,308,610	2,313,910	2,316,646	2,303,410
その他の子会社等株式等	24,910	21,963	19,317	19,246

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2021年3月31日現在）

インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前 期 末	当 期 末	当期増減（△）
国内損害保険事業	20,397名	20,540名	143名
国内生命保険事業	2,258名	2,244名	△14名
海 外 保 険 事 業	15,814名	17,811名	1,997名
金融・一般事業	2,632名	2,662名	30名
合 計	41,101名	43,257名	2,156名

(5) 企業集団の主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しております。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金 額
国内損害保険事業	62,014百万円
国内生命保険事業	5,021百万円
海 外 保 険 事 業	51,724百万円
金融・一般事業	985百万円
合 計	119,746百万円

- (注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。
 2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の昨年12月末の為替相場による換算額が一部含まれております。
 3. 当年度より、ソフトウェアに係る設備投資の金額を含めて記載しております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事業内容	設 立 年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	% 100.0	—
イーデザイン損害保険株式会 社	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 29,303	% 95.2	—
東京海上日動あんしん生命保 険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期保険 株式会社	横浜市西区	少額短期保 険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
東京海上アセットマネジメン ト株式会社	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・ノース アメリカ・インコーポレイテ ッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	2011年 6月29日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・コンソリ デイティッド・ホールディン グ・コーポレーション	米国・ペンシルバ ニア州・バラキン ウィッド	持株会社	1981年 7月6日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
デルファイ・ファイナンシャ ル・グループ・インコーポレ イテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1987年 5月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
エイチシー・インシュア ランス・ホールディングス・ インコーポレイテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1991年 3月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
プリビレッジ・アンダーライ ターズ・インコーポレイテッ ド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	2006年 1月5日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	百万円 153	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	持株会社	1992年 3月12日	百万円 141,936	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	百万円 2,961	85.7 (85.7)%	—
イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ニューデリー	損害保険業	2000年 9月8日	百万円 4,148	49.0 (49.0)%	—
トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	百万円 43,948	98.5 (98.5)%	—

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。
2. 重要性の基準を見直したことにより、前年度本表に記載していた子会社等18社については記載しておりません。
3. 外貨建で資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
永野 毅	取締役会長	セイコーホールディングス株式会社取締役 (社外取締役)	—
小宮 暁	取締役社長 (代表取締役) 担当：グループCEO、グループカルチャー総括	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長	—
湯浅 隆行	取締役副社長 (代表取締役) 担当：グループ資本政策総括、経営企画部	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	—
原島 朗	専務取締役 (代表取締役) 担当：海外事業総括、Co-Head of International Business、海外事業企画部 (北米 (エイチシーシー社、ピュア社を除く))	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	—
半田 禎	専務取締役 担当：グループ事業戦略・シナジー総括	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	—
岡田 健司	常務取締役 担当：グループ法務コンプライアンス総括、グループリスク管理総括、法務コンプライアンス部、リスク管理部、内部監査部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
遠藤 良成	常務取締役 担当：グループ資産運用総括、財務企画部、経理部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 一般社団法人日本損害保険協会会長	—
三村 明夫	取締役 (社外取締役)	日本製鉄株式会社社友名誉会長 日本郵政株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役 (社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役 (社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—
江川 雅子	取締役 (社外取締役)	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 三井物産株式会社取締役 (社外取締役) 三井不動産株式会社取締役 (社外取締役)	—

(次頁に続く)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
御立 尚資	取締役（社外取締役）	ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー 楽天株式会社取締役（社外取締役） DMG森精機株式会社取締役（社外取締役）	（注） 3.
遠藤 信博	取締役（社外取締役）	日本電気株式会社取締役会長 大日本住友製薬株式会社取締役（社外取締役） 株式会社日本取引所グループ取締役（社外取締役） 公益社団法人経済同友会副代表幹事	—
片野坂真哉	取締役（社外取締役）	ANAホールディングス株式会社代表取締役社長 全日本空輸株式会社取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会副会長	—
森 正三	常勤監査役	—	—
藤田 裕一	常勤監査役	—	（注） 4.
堀井 昭成	監査役（社外監査役）	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	（注） 5.
和仁 亮裕	監査役（社外監査役）	弁護士	（注） 6.
大槻 奈那	監査役（社外監査役）	マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 株式会社クレディセゾン取締役（社外取締役）	（注） 7.
伊藤 卓	常勤監査役	—	（注） 8.

- （注） 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております（以下、本事業報告において同様です）。
2. 三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、堀井昭成、和仁亮裕および大槻奈那の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員です。
3. 御立尚資氏が社外取締役を務める楽天株式会社は、2021年4月1日付で楽天グループ株式会社に商号を変更しています。
4. 藤田裕一氏は、当社の財務企画部および経理部の担当役員等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 堀井昭成氏は、日本銀行の役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 大槻奈那氏は、金融機関のアナリストとしての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、同氏は、2021年4月1日付でマネックス証券株式会社専門役員チーフ・アナリストに就任しています。
8. 伊藤 卓氏は、2020年6月29日付で当社常勤監査役を辞任しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

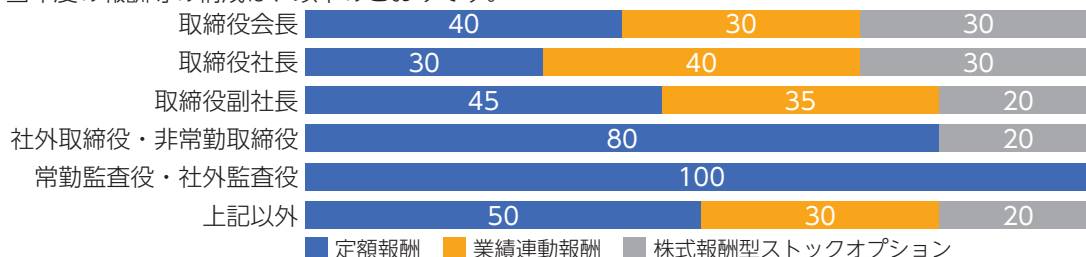
イ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給 人数
		定額報酬	業績連動報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役	509百万円	308百万円	92百万円	109百万円	15名
取締役（社外取締役を除く）	433百万円	242百万円	92百万円	98百万円	10名
社外取締役	76百万円	65百万円	—	10百万円	5名
監査役	121百万円	121百万円	—	—	6名
監査役（社外監査役を除く）	72百万円	72百万円	—	—	3名
社外監査役	49百万円	49百万円	—	—	3名
計	631百万円	429百万円	92百万円	109百万円	21名

- (注) 1. 支給人数には、2020年6月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した、社外取締役ではない取締役2名および社外監査役ではない監査役1名が含まれております。
2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、上記1. の取締役2名および監査役1名に対する報酬等が含まれております。

ロ 報酬等の構成

当年度の報酬等の構成は、以下のとおりです。



ハ 業績連動報酬

業績連動報酬は、企業価値向上に対するインセンティブ強化を目的として導入しており、「個人目標」と「会社目標」の達成度に連動します。前年度の実績に対する評価を決定し、その評価を反映した対価を金銭で支給しております（評価に応じて0～200%の範囲で変動します）。

●個人目標

個人目標は、各取締役の担当を踏まえ期初に設定します。

●会社目標

会社目標は、原則として、以下の業績評価指標を用いて設定します。当該指標は、当社が経営指標として重視しているものです。

評価期間	項目	構成割合	目標	実績	左記に基づく 業績連動報酬の 支給期間
2018年4月～ 2019年3月	修正純利益	60%	3,960億円	2,809億円	2019年7月～ 2020年6月
	修正ROE	30%	9.6%	7.2%	
	期待ROR改善度	10%	100%	105.2%	
2019年4月～ 2020年3月	修正純利益	60%	4,000億円	2,867億円	2020年7月～ 2021年6月
	修正ROE	30%	10.4%	8.2%	
	期待ROR改善度	10%	100%	106.4%	

- (注) 1. 修正純利益および修正ROEは、市場から見た透明性の向上等を目的として、財務会計上の指標に一定の修正を加えて算出するグループ全体の業績に係る経営指標です。
2. 期待ROR (Return on Risk : 保有するリスクに対する収益性) 改善度とは、RORの計画値の改善割合を示す指標です。当年度のRORの計画値を前年度のRORの計画値で除して得た数値を100%と置き換えて指数化しております。RORの計画値は、事業環境等に合わせて年度ごとに設定しております。
3. 海外事業を担当する取締役については、海外事業の実績を反映すべく業績評価指標の一部を変更しております。

二 株式報酬型ストックオプション

株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことを目的として導入しています。株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てており、その主な内容は以下に記載のとおりです。

新株予約権の割当ての方法	新株予約権の割当てに際しては、新株予約権の払込金額と同額の報酬請求権を取締役に付与し、払込金額の払込請求権と報酬請求権を相殺する。
新株予約権の目的である株式の種類および数	各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対して割り当てる新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限を普通株式50,000株（うち社外取締役分は5,000株）とする。 各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、単元株式数が変更された場合は、各新株予約権の目的である株式の数を変更後の単元株式数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使の条件	原則として当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

ホ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬等の内容			決議した株主総会日	員数
取締役	月額総額		75百万円以内 (7.5百万円以内)	2019年6月24日	12名 (4名)
	株式報酬型 ストックオプション	年額総額	210百万円以内 (21百万円以内)	2019年6月24日	12名 (4名)
		総数の上限 (注) 4.	500個 (50個)	2015年6月29日	10名 (3名)
監査役	月額総額		12百万円以内	2011年6月27日	5名

- (注) 1. 員数は、報酬等の内容について決議した当該株主総会終結時点のものです。
2. () 内には、社外取締役に係る報酬等の内容および員数を記載しております。
3. 各新株予約権の目的である株式の数は100株です。
4. 各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対して割り当てる新株予約権の総数の上限です。

へ 取締役および監査役の個人別の報酬等の決定方法

取締役会は、報酬委員会（委員長および委員の過半数は社外取締役）からの答申を踏まえ、報酬体系、報酬水準、個人業績評価（分布）および会社業績評価を決定しました。

取締役会は、透明性、公正性、客観性の確保された枠組みのなかでの機動的な運用を可能とするため、株主総会で認められた枠内かつ上記取締役会決議の内容を踏まえることを条件として、取締役の個人別の報酬等を具体的に決定することを、取締役社長（小宮暁）に一任しました。なお、2021年7月以降に支給する取締役の個人別の報酬等は、取締役その他の第三者への一任は行わず、取締役会で決定する予定です。

監査役の個人別の報酬等については、株主総会で認められた枠内において、会社法第387条第2項の規定に基づく監査役による協議により、決定しました。

ト 役員報酬の決定に関する方針

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会が、取締役会の諮問機関である報酬委員会の答申の内容を踏まえ、以下に記載のとおり決定しております。2021年7月以降に支給する報酬等の決定においては、以下の方針を踏まえるものといたします。当年度に係る取締役および監査役の個人別の報酬等の内容については、前記「へ 取締役および監査役の個人別の報酬等の決定方法」に記載の手続きを経て決定されていることから、透明性、公正性、客観性を確保するという当年度の決定方針に沿ったものであると判断しております。

(役員報酬の決定に関する方針)

- 1 役員報酬の決定にあたっては、「透明性」、「公正性」、「客観性」を確保します。
- 2 役員報酬体系は、以下の構成とします。

対象者	定額報酬	業績連動報酬	株式報酬
常勤取締役	○	○	○
社外取締役 非常勤取締役	○	—	○
監査役	○	—	—

※取締役の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高めます。

- 3 各報酬導入の目的は以下のとおりとします。

報酬の種類	目的
業績連動報酬	企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入します。
株式報酬	株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入します。

- 4 取締役の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定のうえ、職責の重さを加味し、取締役会が決定します。
- 5 取締役の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給します。株式報酬については退任時に交付します。
- 6 取締役の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定します。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定します。

(3) 責任限定契約・補償契約

イ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
三村 明夫 (社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
江川 雅子 (社外取締役)	
御立 尚資 (社外取締役)	
遠藤 信博 (社外取締役)	
片野坂真哉 (社外取締役)	
堀井 昭成 (社外監査役)	
和仁 亮裕 (社外監査役)	
大槻 奈那 (社外監査役)	

ロ 補償契約

該当ありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。当該契約には免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2021年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先のうち、三村明夫氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、傘下に生命保険業を営む子会社を有しています。また、御立尚資氏が社外取締役を務める楽天株式会社は、傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有しています。

当社も傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有していることから、当社と両社の事業領域には重複があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
三村 明夫 (社外取締役)	10年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
江川 雅子 (社外取締役)	5年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(次頁に続く)

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
御立 尚資 (社外取締役)	3年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
遠藤 信博 (社外取締役)	1年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
片野坂真哉 (社外取締役)	9か月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した9回の取締役会のうち8回に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役等の指名、業績評価および適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
堀井 昭成 (社外監査役)	9年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行の役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	6年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
大槻 奈那 (社外監査役)	2年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
3. 当年度に開催した11回の取締役会は全て定時取締役会です。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会です。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社（当社）からの報酬等	保険持株会社（当社）の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8名	125百万円	—

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数（2021年3月31日現在）

発行可能株式総数 3,300,000千株

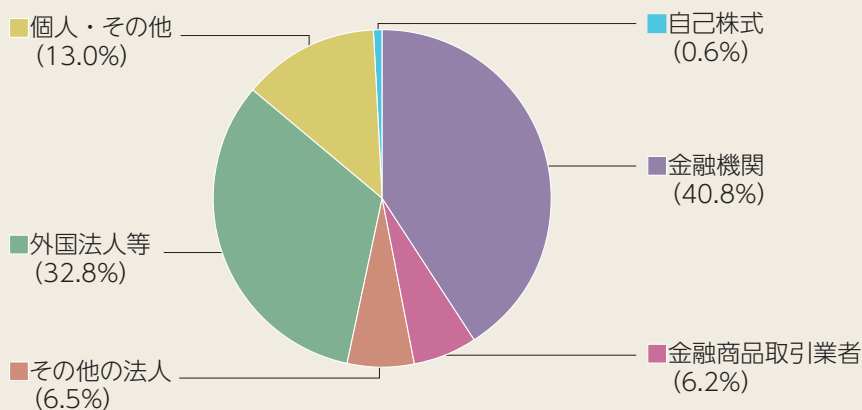
発行済株式の総数 697,500千株

（自己株式4,226千株を含みます）

(2) 当年度末株主数

102,097名

ご参考：所有者別株式分布状況



(3) 大株主（2021年3月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	72,177千株	10.4%
株式会社日本カストディ銀行信託口	47,842	6.9
明治安田生命保険相互会社	14,990	2.2
パークレイズ証券株式会社	12,591	1.8
株式会社日本カストディ銀行信託口7	12,081	1.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	11,355	1.6
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーディー 505234	10,085	1.5
株式会社日本カストディ銀行信託口5	10,024	1.4
東海日動従業員持株会	9,962	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 退職給付信託口・三菱商事株式会社口	9,632	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口の持株9,632千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産です。
2. 持株比率は、自己株式4,226千株を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した保険持株会社（当社）の株式

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員： 奈良 昌彦 鈴木 隆樹 原田 優子	147百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容：国際財務報告基準（IFRS）に関連した会計アドバイザリー・サービス等

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、963百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらた有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。「内部統制基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokiomarinehd.com/>）に掲載しております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。当年度は、社外有識者を交えて審議を行い、グループ全体として、内部統制上の重大な不備が生じていないことを確認しました。

ロ グループ会社の経営管理に関する取組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保すること等を目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めております。また、毎年、新設または改定の要否を検討することとしており、当年度も一部の基本方針について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っております。

ハ コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っております。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題についての内部通報を行うために社内外のホットラインを設け、研修等を通じてその利用につき周知を図るとともに、通報案件に対応しております。当社のホットラインは、国内外のグループ会社からの内部通報に多言語で対応を行える窓口となっております。

当社グループは、グループ全体で継続的にコンプライアンス態勢の高度化を図るため、個人情報保護等のグローバルに対応が求められる分野に係る態勢整備に特に注力して取り組んでおります。加えて、当年度は、グループ全体の法務およびコンプライアンスを総括するチーフオフィサーを設置するなど、両機能のグローバルな態勢強化に取り組みました。

ニ リスク管理に関する取組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会において確認しております。当年度は、新型コロナウイルス蔓延下で首都直下地震が発生するという複合災害

への対応態勢整備等に取り組みました。サイバーリスクへの対応の観点では、コロナ禍での国内外におけるリモートワーク環境のセキュリティリスクを緊急調査し、必要なセキュリティ対策およびセキュリティリスクを継続的にモニタリングできる態勢の強化も進めております。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が充分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しております。

ホ 内部監査に関する取組み

当社は、経営目標の効果的な達成を図るために、各部門の業務に対する内部監査を行い、問題点の改善方法の提言等を行っております。また、グループ会社に対してリスクの種類や程度に応じた効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査結果等の報告を受けるなど、グループ会社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしております。

当年度は、コロナ禍での対応が求められましたが、国内においては、以前よりペーパーレス化等の取組みを推進していたため、リモート監査にスムーズに移行することができ、監査提出資料の電子的な受渡しやリモート会議を積極的に活用しながら、これまでと同様に実効性のある内部監査を実施しました。また、海外においては、以前よりリモート監査が定着しており、内部監査への影響は僅少でした。

ヘ 監査役監査の実効性確保に関する取組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しております。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画や内部監査結果についての情報提供を行うなど、監査役との連携を図っております。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しております。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

2020年度（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	812,011	保 険 契 約 準 備 金	18,020,554
買 現 先 勘 定	999	支 払 備 金	3,157,123
買 入 金 銭 債 権	1,377,728	責 任 準 備 金 等	14,863,430
金 銭 の 信 託	2,378	社 会 債	230,597
有 価 証 券	18,741,600	そ の 他 負 債	2,992,122
貸 付 金	1,626,615	債券貸借取引受入担保金	1,509,051
有 形 固 定 資 産	334,501	そ の 他 の 負 債	1,483,071
土 地	132,618	退 職 給 付 に 係 る 負 債	254,274
建 物	152,964	賞 与 引 当 金	75,210
建 設 仮 勘 定	5,008	特 別 法 上 の 準 備 金	128,006
その他の有形固定資産	43,910	価 格 変 動 準 備 金	128,006
無 形 固 定 資 産	1,054,990	繰 延 税 金 負 債	321,141
ソ フ ト ウ ェ ア	105,486	負 の の れ ん	18,682
の れ ん	485,682	支 払 承 諾	1,997
その他の無形固定資産	463,821	負 債 の 部 合 計	22,042,587
そ の 他 資 産	1,783,213	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,391	資 本 金	150,000
繰 延 税 金 資 産	37,224	利 益 剰 余 金	1,788,764
支 払 承 諾 見 返	1,997	自 己 株 式	△23,211
貸 倒 引 当 金	△11,284	株 主 資 本 合 計	1,915,553
資 産 の 部 合 計	25,765,368	その他の有価証券評価差額金	1,908,438
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,787
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△149,098
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△13,661
		その他の包括利益累計額合計	1,748,467
		新 株 予 約 権	2,379
		非 支 配 株 主 持 分	56,380
		純 資 産 の 部 合 計	3,722,780
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,765,368

2020年度〔 2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで 〕 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,461,195
保険引受収益	4,669,910
正味収入保険料	3,606,548
収入積立保険料	65,122
積立保険料等運用益	36,032
生命保険料	954,954
その他保険引受収益	7,251
資産運用収益	661,414
利息及び配当金収入	492,170
金銭の信託運用益	277
売買目的有価証券運用益	5,670
有価証券売却益	127,130
有価証券償還益	1,058
特別勘定資産運用益	49,054
その他運用収益	22,085
積立保険料等運用益振替	△36,032
その他の経常収益	129,870
負ののれん償却額	10,229
その他の経常収益	119,641
経常費用	5,194,459
保険引受費用	4,185,395
正味支払保険金	1,863,128
損害調査費	146,653
諸手数料及び集金	697,263
満期返戻金	175,458
契約者配当金	4
生命保険金等	396,519
支払備金繰入額	262,454
責任準備金等繰入額	638,068
その他保険引受費用	5,844
資産運用費用	79,552
有価証券売却損	25,385
有価証券評価損	19,387
有価証券償還損	346
金融派生商品費用	16,762
その他運用費用	17,670
営業費及び一般管理費用	900,956
その他経常費用	28,556
支払利息	11,455
貸倒引当金繰入額	863
貸倒損	204
持分法による投資損失	10,074
その他の経常費用	5,958
経常利益	266,735

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	649
固定資産処分益	386
関係会社株式売却益	250
その他特別利益	13
特別損失	24,210
固定資産処分損失	2,401
減損損失	746
特別法上の準備金繰入額	9,935
価格変動準備金	9,935
関係会社株式売却損失	854
その他特別損失	10,273
税金等調整前当期純利益	243,174
法人税及び住民税等	161,442
法人税等調整額	△80,104
法人税等合計	81,337
当期純利益	161,837
非支配株主に帰属する当期純利益	35
親会社株主に帰属する当期純利益	161,801

2020年度（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	48,084	流 動 負 債	5,143
現 金 及 び 預 金	10,803	未 払 金	2,351
前 払 費 用	134	未 払 費 用	1,548
未 収 入 金	37,143	未 払 法 人 税 等	64
そ の 他	2	未 払 事 業 所 税	16
固 定 資 産	2,325,145	未 払 消 費 税 等	341
有 形 固 定 資 産	223	預 り 金	9
建 物	126	賞 与 引 当 金	811
車 両 運 搬 具	56	固 定 負 債	338
工 具、器 具 及 び 備 品	40	退 職 給 付 引 当 金	338
無 形 固 定 資 産	641	負 債 合 計	5,481
ソ フ ト ウ ェ ア	640	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	0	株 主 資 本	2,365,369
投 資 そ の 他 の 資 産	2,324,280	資 本 金	150,000
関 係 会 社 株 式	2,322,657	資 本 剰 余 金	1,511,485
繰 延 税 金 資 産	1,461	資 本 準 備 金	1,511,485
そ の 他	161	利 益 剰 余 金	727,094
資 産 合 計	2,373,229	そ の 他 利 益 剰 余 金	727,094
		別 途 積 立 金	332,275
		繰 越 利 益 剰 余 金	394,819
		自 己 株 式	△23,211
		新 株 予 約 権	2,379
		純 資 産 合 計	2,367,748
		負 債 純 資 産 合 計	2,373,229

2020年度〔 2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関 係 会 社 受 取 配 当 金	168,245	
	関 係 会 社 受 入 手 数 料	20,832	
	関 係 会 社 シ ス テ ム 使 用 料 収 入	838	189,917
営	業 費 用		
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,344	20,344
営	営 業 利 益		169,572
	業 外 収 益		
	受 取 利 息	0	
	未 払 配 当 金 除 斥 益	71	
	受 取 事 務 手 数 料	20	
	そ の 他	11	102
営	業 外 費 用		
	自 己 株 式 取 得 費 用	19	
	雑 支 出	109	128
特	経 常 利 益		169,547
	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	0	0
特	別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	1	
	固 定 資 産 除 却 損	0	1
	税 引 前 当 期 純 利 益		169,546
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88	
	法 人 税 等 調 整 額	253	342
	当 期 純 利 益		169,204

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 正 三 ㊞

常勤監査役 藤 田 裕 一 ㊞

監査役 堀 井 昭 成 ㊞

監査役 和 仁 亮 裕 ㊞

監査役 大 槻 奈 那 ㊞

(注) 監査役 堀井昭成、和仁亮裕、大槻奈那は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

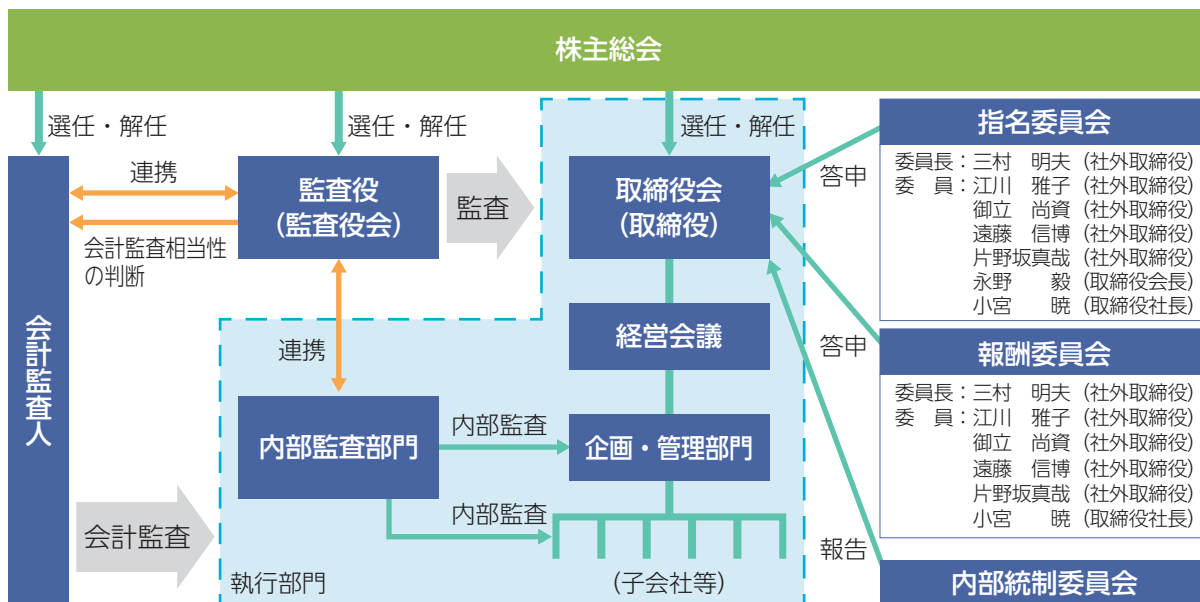
ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等

(1) コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

コーポレートガバナンス体制図



(2) 取締役会の実効性評価

イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。具体的には、取締役会に参加している全員の意見を反映した評価とすべく、取締役および監査役の全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮の状況に関するアンケートを行い、その結果を取締役に報告しております。

ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会においては、取締役および監査役が活発に発言し、自由闊達で建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されております。一方で、さらなる改善に向けた意見もあり、個別に対応を検討しております。主な意見や対策は、以下のとおりです。

意見	議案の内容や周辺情報についての事前説明の機会を確保してほしい。
対策	希望者に対し、リモート会議等も活用し、議案の内容や周辺情報についての事前説明の機会を設ける。

(3) 「戦略論議」の実施

当社は、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を検討・策定するに際し、社外取締役や社外監査役の知見を十分に活かしていきたいと考えております。そのために、取締役会において、直面する経営環境や経営課題等をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施しております。テーマは、取締役および監査役からのアンケートの回答や独立役員会議で話題に上ったテーマを基に選定しております。2020年度は、以下のテーマについて論議を行っており、2021年度もこうした論議を継続してまいります。

- ・東京海上グループ次期中期経営計画
- ・海外子会社経営者との意見交換
- ・東京海上グループの国内生損保事業戦略
- ・東京海上グループのデジタル戦略
- ・人事戦略の方向性

(4) 「独立役員会議」の開催

当社は、独立役員のみによる会議を年に1回開催しております。議題設定を含めた会議の進行全てを独立役員が行い、客観的で大局的な視点からの意見交換を実施しています。

2020年度は、ダイバーシティ、人材育成、ガバナンス等のテーマについて議論が行われ、それに基づく提言がなされました。

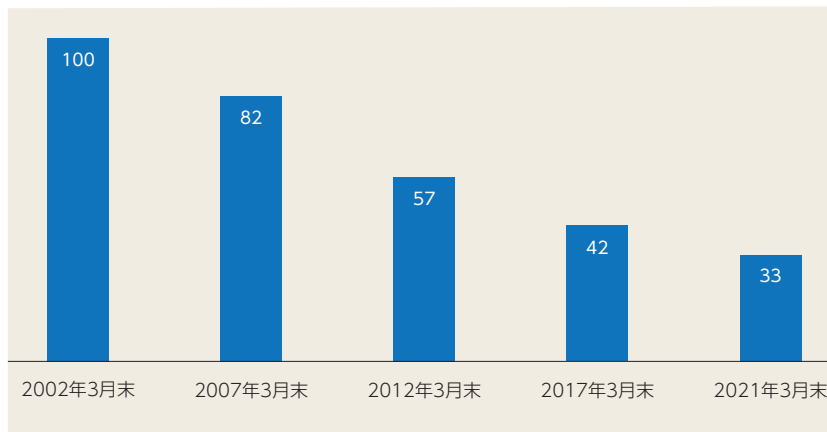
(5) 政策保有株式に関する方針等

政策保有株式につきましては、一部の子会社が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有します。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努めます。

上記方針を踏まえ、政策保有株式につきましては、当社グループの企業価値を中長期的に高める観点から保有の経済合理性を確認し、その改善に向けた取組みを行うとともに、総量の削減に努めております。具体的には、東京海上日動は、2018年度からの中期経営計画期間において、年間1,000億円以上の継続的な削減に取り組む方針としていましたが、2020年度は、1,060億円の削減を行いました。これにより、当社設立の2002年度以降の累計売却額は2.3兆円（売却時における時価ベース）となり、2021年3月末の政策保有株式等の簿価は2002年3月末対比で33%にまで減少しました。

今後とも、リスク分散、資本効率向上の観点から、継続的に売却を進めてまいります。

●東京海上日動が保有する政策保有株式の簿価の推移（2002年3月末を100とした場合）



●東京海上日動の直近2回の中期経営計画期間における政策保有株式の削減計画および実績

年度	計画	実績
2015	1,000億円以上／年	1,220億円
2016		1,169億円
2017		1,077億円
2018		1,074億円
2019		1,066億円
2020		1,060億円

(6) 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の実現に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社（当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。）の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
- 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
- 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
- 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社（東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。）の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第18条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グロー

バル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第18条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(当社社長の選任要件)

第14条 当社社長は、第9条に定める取締役の選任要件および第13条に定める執行役員の選任要件を満たし、かつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、事業運営を主導する資質を有する者とする。

(解任方針)

第15条 当社社長または当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員が、本基本方針に定める各々の選任要件を満たさない場合は、指名委員会は当該者の解任について審議する。

(指名委員会の役割)

第16条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社の社長・取締役・監査役・執行役員および主な事業子会社の社長の選任・解任
- ②当社社長ならびに当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件および解任方針

- 3 指名委員会は、当社社長の後継者計画について審議するとともに、後継者候補の育成が計画的に行われるよう、その運用について適切に監督する。

(指名委員会の構成)

第17条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外役員の独立性判断基準)

第18条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

- ①当社の経営者または従業員である（あった）者
- ②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
- ③当社の役員と親族関係にある者
- ④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
- ⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

(報酬委員会の役割)

第19条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社の取締役・執行役員および主な事業子会社の社長の業績評価
- ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準
- ③役員報酬の決定に関する方針

(報酬委員会の構成)

第20条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第21条 役員報酬の決定にあたっては、「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。

- 2 役員報酬体系は、以下の構成とする。

対象者	定額報酬	業績連動報酬	株式報酬
常勤取締役 執行役員	○	○	○
社外取締役 非常勤取締役	○	－	○
監査役	○	－	－

※取締役および執行役員の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高める。

- 3 各報酬導入の目的は以下のとおりとする。

報酬の種類	目的
業績連動報酬	企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入する。
株式報酬	株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入する。

- 4 取締役および執行役員の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定の上、職責の重さを加味し、取締役会が決定する。

- 5 取締役および執行役員の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給する。株式報酬については退任時に交付する。

- 6 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定する。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定する。

(事業子会社の統治方法)

第22条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。

- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第23条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第24条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署（IR担当部署）を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。

- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。

- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。

- ⑤当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

(改廃権限)

第25条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は法務コンプライアンス部担当の業務執行役員が行うことができる。

2021年3月22日改定

(注) 第18条にいう「別表」につきましては、26頁をご参照ください。

以 上

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載しているコーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

また、上記のウェブサイトには、当社の経営戦略に関する説明資料等も掲載しております。

以 上

第2回日経SDGs経営大賞において「SDGs戦略・経済価値賞」を受賞しました

当社は、2020年11月に、第2回日経SDGs経営大賞（※）において「SDGs戦略・経済価値賞」を受賞しました。再生可能エネルギーの普及をめざし、洋上風力発電事業者向けの損害保険を開発するなど、SDGsへの貢献を通じて事業を発展させている点が評価されたものです。

今後もステークホルダーの皆様とともに、様々な社会課題の解決に貢献し、すべての人や社会から信頼される「良い会社 “Good Company”」づくりに取り組んでまいります。

（※）日経SDGs経営大賞は、日本経済新聞社が実施した「日経SDGs経営調査」の結果に基づき、外部審査委員会が企業の取り組みや戦略を総合的に評価し、SDGsを経営と結びつけることで、事業を通じて社会、経済、環境の課題解決に取り組み、企業価値の向上につなげた企業を表彰するものです。



東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、
お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。
株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。
社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい
「ベジタブルインキ」を
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



株主各位

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項	
(3) 企業集団の主要な事務所の状況	1
(5) 企業集団の主要な借入先の状況	1
5. 新株予約権等に関する事項	2
8. 業務の適正を確保するための体制	
(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の 内容の概要	4
9. 特定完全子会社に関する事項	7
連結株主資本等変動計算書	8
連結注記表	9
株主資本等変動計算書	22
個別注記表	23

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2021年3月31日現在)

イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日
	日新火災海上保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1991年 3月27日
	プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	2006年 1月5日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日
金融・一般事業	東京海上アセットマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1985年 12月9日

(注) 1. 本表には、子会社等のうち主要なものを記載しております。
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員（以下、あわせて「当社役員等」といいます）を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりです。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の払込金額 (新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2007年7月発行新株予約権	3個	普通株式 300株	491,700円	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与時から30年間
2008年8月発行新株予約権	3個	普通株式 300株	353,300円		
2009年7月発行新株予約権	6個	普通株式 600株	237,600円		
2010年7月発行新株予約権	14個	普通株式 1,400株	234,400円		
2011年7月発行新株予約権	66個	普通株式 6,600株	219,500円		
2012年7月発行新株予約権	97個	普通株式 9,700株	181,900円		
2013年7月発行新株予約権	121個	普通株式 12,100株	332,600円		
2014年7月発行新株予約権	261個	普通株式 26,100株	310,800円		
2015年7月発行新株予約権	346個	普通株式 34,600株	500,800円		
2016年7月発行新株予約権	567個	普通株式 56,700株	337,700円		
2017年7月発行新株予約権	611個	普通株式 61,100株	455,100円		
2018年7月発行新株予約権	879個	普通株式 879,000株	500,700円		
2019年7月発行新株予約権	1,253個	普通株式 125,300株	523,700円		
2020年7月発行新株予約権	1,435個	普通株式 143,500株	430,300円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションです。
2. 本表に記載の新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行しております。
3. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権 の数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2010年7月発行 新株予約権	7個	普通株式 700株	—	—	1名	7個	—	—
2011年7月発行 新株予約権	46個	普通株式 4,600株	1名	39個	1名	7個	—	—
2012年7月発行 新株予約権	81個	普通株式 8,100株	1名	55個	1名	9個	1名	17個
2013年7月発行 新株予約権	57個	普通株式 5,700株	1名	40個	1名	7個	1名	10個
2014年7月発行 新株予約権	48個	普通株式 4,800株	1名	34個	1名	6個	1名	8個
2015年7月発行 新株予約権	99個	普通株式 9,900株	2名	83個	2名	8個	1名	8個
2016年7月発行 新株予約権	117個	普通株式 11,700株	2名	96個	2名	12個	1名	9個
2017年7月発行 新株予約権	106個	普通株式 10,600株	2名	78個	3名	15個	1名	13個
2018年7月発行 新株予約権	122個	普通株式 12,200株	3名	96個	3名	15個	1名	11個
2019年7月発行 新株予約権	224個	普通株式 22,400株	6名	194個	4名	20個	1名	10個
2020年7月発行 新株予約権	246個	普通株式 24,600株	8名	221個	5名	25個	—	—

(注) 事業年度の末日において当社取締役および監査役は、当社取締役および監査役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有していますが、この他、各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しています。

- ・ 2011年7月発行新株予約権： 6個
- ・ 2014年7月発行新株予約権： 24個
- ・ 2015年7月発行新株予約権： 55個
- ・ 2016年7月発行新株予約権： 20個
- ・ 2017年7月発行新株予約権： 47個
- ・ 2018年7月発行新株予約権： 81個
- ・ 2019年7月発行新株予約権： 105個
- ・ 2020年7月発行新株予約権： 99個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権 の数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	使用人		子法人等の役員および使用人	
			交付人数	個数	交付人数	個数
2020年7月発行 新株予約権	1,090個	普通株式 109,000株	12名	200個	63名	890個

(注) 本表に記載の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。なお、当社の使用人は、当社執行役員（当社の取締役兼務者を除く）です。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの資本配分制度に関する基本方針を定め、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。

- (6) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5) 当社は、(1)～(4)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に（1）または（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

9. 改廃

本方針の改定および廃止は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部長が行うことができる。

2021年4月1日改定

(注) 当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、2021年4月1日付で、内部統制基本方針を改定する決議を行っており、上記には、改定後の内容を記載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,098,509百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,373,229百万円

2020年度 [2020年4月1日から
2021年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,800,292	△23,210	1,927,082
当期変動額				
剰余金の配当		△160,535		△160,535
親会社株主に帰属 する当期純利益		161,801		161,801
自己株式の取得			△25,792	△25,792
自己株式の処分		△293	1,080	787
自己株式の消却		△24,710	24,710	—
連結範囲の変動		12,257		12,257
連結子会社の増資による 持分の増減		4		4
その他		△53		△53
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	△11,528	△1	△11,529
当期末残高	150,000	1,788,764	△23,211	1,915,553

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,435,437	11,427	8,042	△9,840	2,545	51,980	3,426,675
当期変動額							
剰余金の配当							△160,535
親会社株主に帰属 する当期純利益							161,801
自己株式の取得							△25,792
自己株式の処分							787
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							12,257
連結子会社の増資による 持分の増減							4
その他							△53
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	473,001	△8,639	△157,140	△3,820	△166	4,399	307,634
当期変動額合計	473,001	△8,639	△157,140	△3,820	△166	4,399	296,105
当期末残高	1,908,438	2,787	△149,098	△13,661	2,379	56,380	3,722,780

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 175社

主要な会社名

東京海上日動火災保険(株)
日新火災海上保険(株)
イーデザイン損害保険(株)
東京海上日動あんしん生命保険(株)
東京海上ミレア少額短期保険(株)
東京海上アセットマネジメント(株)
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド
プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド
トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー

当連結会計年度より、エイコーン・アドバイザー・キャピタル・エルピー他10社は株式を取得したことにより新たに子会社となったため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス(株)
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社名

イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス(株)、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド他）およ

び関連会社（アルインマー・トウキョウ・マリン・カンパニー他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

（３）当社は、東京海上日動火災保険㈱および日新火災海上保険㈱を通じて日本地震再保険㈱の議決権の30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

（４）決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、原則として、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社３社および海外連結子会社163社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が３カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

（１）保険契約に関する会計処理

国内保険連結子会社における保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

（２）有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（2000年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

東京海上日動あんしん生命保険㈱において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。

④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もった期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

② 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM: Asset Liability Management）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（2002年9月3日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引・通貨スワップ取引の一部について、時価ヘッジ処理、繰延ヘッジ処理または振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドに係るものについては10年間、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドに係るものについては15年間、その他については5～15年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っております。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

当社および連結子会社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、以下のとおりであります。

1. 支払備金

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

支払備金 3,157,123百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しております。

② 算出に用いた主要な仮定

支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

2. のれんの減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 485,682百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんの減損については、のれんが帰属する内部管理上独立して業績報告が行われる単位（以下「報告単位」という。）ごとに、主として、減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定、減損損失の測定の手順に沿って行っております。

まず報告単位ごとに、直近の業績および将来の見通しの悪化、買収時点に想定した事業計画からの著しい下方乖離ならびに市場環境を含む経営環境の著しい悪化等の減損の兆候があるかどうかの判定を行っております。減損の兆候がある報告単位については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとなります。減損損失を認識することとなった報告単位は、割引前将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いた回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

② 算出に用いた主要な仮定

のれんの減損損失の計上にあたり、将来キャッシュ・フローおよび割引率を使用しております。

将来キャッシュ・フローについては、直近の合理的な事業計画に基づき、各報告単位の経営環境等を踏まえた成長率などを加味して見積っております。

割引率については、資本コストに金利差等の必要な調整を加えた税引前の利率としております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

収益性が取得時の想定から大幅に悪化し事業計画の大幅な下方乖離が生じることなどにより、割引前将来キャッシュ・フローが大幅に下落した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

3. 金融商品の時価評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

「＜金融商品に関する注記＞」に記載しております。

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「＜金融商品に関する注記＞2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

② 算出に用いた主要な仮定

市場価格がない金融商品の時価については、イールドカーブ等に一定の仮定を置いて算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化等により主要な仮定が変動し、金融商品の時価が増減する可能性があります。

＜表示方法の変更に関する注記＞

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

＜連結貸借対照表の注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額は369,087百万円、圧縮記帳額は17,968百万円であります。

2. 非連結の関係会社の株式の額は133,094百万円、出資金の額は37,213百万円であります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は123,751百万円であります。この内訳は次のとおりであります。

（1）破綻先債権額は14,026百万円であります。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

（2）延滞債権額は98,166百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

（3）3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

（4）貸付条件緩和債権額は11,556百万円であります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 担保に供している資産は、預貯金54,804百万円、買入金銭債権24,640百万円、有価証券494,069百万円、貸付金222,828百万円であります。

また、担保付債務は、支払備金162,349百万円、責任準備金167,087百万円、その他の負債（売現先勘定等）133,353百万円であります。

5. 現先取引により受け入れているコマーシャル・ペーパーのうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは999百万円（時価）であり、すべて自己保有しております。

6. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが1,959,960百万円含まれております。

7. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	892,398百万円
貸出実行残高	678,915百万円
差引額	213,482百万円

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに168,341百万円であります。

9. 東京海上日動火災保険(株)は以下の子会社の債務を保証しております。

トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス	5,463百万円
------------------------	----------

10. その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれております。

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	608,750百万円
給与	317,463百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 減損損失について次のとおり計上しております。

用途	種類	場所等	減損損失（百万円）			
			土地	建物	その他	合計
事業用不動産等 (一般事業(介護事業))	建物等	東京都世田谷区に 保有する建物など 3物件	—	19	20	40
遊休不動産および 売却予定不動産	土地および建物等	静岡県富士市に保 有するビルなど7 物件	177	516	12	706
合計	—	—	177	536	32	746

保険事業等の用に供している事業用不動産等については連結会社毎に1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等ならびに一般事業(介護事業)の用に供している事業用不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしております。

一般事業(介護事業)の用に供している事業用不動産等において、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割引いて算定しております。

遊休不動産および売却予定不動産において、主に売却方針の決定に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額であります。

なお、ホラード・インターナショナル・プロプライエタリー・リミテッドに係るのれん相当額について、足元の事業環境を踏まえ減損損失を認識し、6,166百万円をその他経常費用の内訳の「持分法による投資損失」に計上しております。

3. その他特別損失は、関係会社株式評価損10,273百万円であります。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	702,000	—	4,500	697,500
合計	702,000	—	4,500	697,500
自己株式				
普通株式	4,129	4,789	4,692	4,226
合計	4,129	4,789	4,692	4,226

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少4,500千株は、すべて自己株式の消却によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,789千株の主な内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加4,753千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,692千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少4,500千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高（百万円）
当社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	2,379

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	66,297	95.00	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月19日 取締役会	普通株式	94,237	135.00	2020年9月30日	2020年12月11日

(注) 2020年11月19日開催の取締役会で決議した配当金について、1株当たり配当額の内訳は、普通配当100円および資本水準調整のための一時的な配当35円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月28日開催の第19回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	69,327	利益剰余金	100.00	2021年3月31日	2021年6月29日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。そのため、資産・負債総合管理（ALM：Asset Liability Management）を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っております。

具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っております。また、外国証券等も活用し、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しております。保有する資産については、リスクの軽減等を目的として、為替予約取引等のデリバティブ取引も活用しております。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る市場リスク、信用リスク等の管理を実施しております。

こうした取り組みによって、運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非連結子会社株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	812,011	812,090	78
(2) 買現先勘定	999	999	—
(3) 買入金銭債権	1,377,728	1,377,728	—
(4) 金銭の信託	2,378	2,378	—
(5) 有価証券			
売買目的有価証券	515,417	515,417	—
満期保有目的の債券	5,114,216	5,767,207	652,991
責任準備金対応債券	2,194,898	2,082,308	△112,590
その他有価証券	10,597,852	10,597,852	—
(6) 貸付金	1,509,422		
貸倒引当金（*1）	△1,725		
	1,507,696	1,507,804	107
(7) 社債（*2）	(230,597)	(230,312)	(△285)
(8) 債券貸借取引受入担保金（*2）	(1,509,051)	(1,509,051)	—
(9) デリバティブ取引（*3）	(12,236)	(12,236)	—

（*1）貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（*3）その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金（うち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づいて有価証券として取り扱うものを除く）、(2)買現先勘定については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(3)買入金銭債権、(4)金銭の信託、(5)有価証券（「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む）のうち市場価格のあるものについては、上場株式は取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(6) 貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(7) 社債については、店頭取引による価格等によっております。

(8) 債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(9) デリバティブ取引のうち市場取引については、取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注2) 非連結子会社株式等、非上場株式および組合出資金等（連結貸借対照表計上額315,603百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券」には含めておりません。

また、約款貸付（連結貸借対照表計上額117,193百万円）は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)貸付金」には含めておりません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪、名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
84,331	193,746

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額	5,285円10銭
1株当たり当期純利益	232円13銭

＜その他の注記＞

1. 取得による企業結合に関する事項

当社は、当社の子会社であるデルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド（以下「デルファイ社」という。）を通じて、米国のアセットマネジメント会社であるエイコーン・アドバイザー・キャピタル・エルピー他6社（以下「エイコーン社等」という。）の発行済み株式の全てを取得いたしました。

（1）企業結合の概要

①被取得企業の名称

エイコーン・アドバイザー・キャピタル・エルピー他6社

②事業の内容

アセットマネジメント事業

③企業結合を行った主な理由

本件買収は、エイコーン社等の運用機能および専門性の内製化を通じたデルファイ社の資産運用力の強化を目的とするものであります。

④企業結合日

2020年12月31日

⑤企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑥結合後企業の名称

エイコーン・アドバイザー・キャピタル・エルピー他6社

⑦取得した議決権比率

100%

⑧取得企業を決定するに至った主な根拠

デルファイ社を通じてエイコーン社等の議決権の100%を取得しエイコーン社等を支配するに至ったことから、デルファイ社を取得企業と決定しております。

（2）連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

連結計算書類の作成にあたっては、企業結合日である2020年12月31日現在の被取得企業の財務諸表を使用したため、連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

（3）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	41,125百万円
-------	----	-----------

取得原価	41,125百万円
------	-----------

（4）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 199百万円

（5）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

39,207百万円

②発生原因

買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

10年間の均等償却

（6）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

資産合計 3,783百万円

負債合計 1,864百万円

(7) 取得原価の配分

企業結合日から連結会計年度末までの期間が短く取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。

2. 企業結合に係る暫定的な処理の確定に関する事項

2020年2月7日付で当社の連結子会社であるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドが行ったプリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドとの企業結合について、前連結会計年度に暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。なお、取得原価の当初配分額に重要な修正は生じておりません。

2020年度 [2020年4月1日から
2021年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	－	332,275	411,153	△23,210	2,381,704
当期変動額							
剰余金の配当					△160,535		△160,535
当期純利益					169,204		169,204
自己株式の取得						△25,792	△25,792
自己株式の処分			△293			1,080	787
自己株式の消却			△24,710			24,710	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			25,003		△25,003		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△16,334	△1	△16,335
当期末残高	150,000	1,511,485	－	332,275	394,819	△23,211	2,365,369

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	2,545	2,384,250
当期変動額		
剰余金の配当		△160,535
当期純利益		169,204
自己株式の取得		△25,792
自己株式の処分		787
自己株式の消却		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△166	△166
当期変動額合計	△166	△16,502
当期末残高	2,379	2,367,748

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備… 8～18年

器具及び備品… 3～15年

(2) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア… 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額	387百万円
-------------------	--------

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,728百万円
--------	----------

短期金銭債務	703百万円
--------	--------

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	189,917百万円
------	------------

営業費用	2,558百万円
------	----------

営業取引以外の取引による取引高	43百万円
-----------------	-------

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	4,226,975株
------	------------

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損

42,434百万円

その他

2,016百万円

繰延税金資産小計

44,451百万円

評価性引当額

△42,989百万円

繰延税金資産合計

1,461百万円

繰延税金資産の純額

1,461百万円

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額

3,411円 88銭

1株当たり当期純利益

242円 75銭